

-----  
**公安委員会規則**  
-----

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月6日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

**高知県公安委員会規則第9号**

**高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則**

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第19条第3項第1号中「住民票（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受けない者にあつては、外国人登録法（昭和27年法律第125号）第5条第1項に規定する登録証明書）」を「住民票の写し」に改める。

別記様式第19号裏面及び別記様式第19号の2裏面中「住民票（住民基本台帳法の適用を受けない者については、外国人登録法に規定する登録証明書）」を「住民票の写し」に改める。

**附 則**

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

新 旧 対 照 表

新

旧

高知県道路交通法施行細則（抜粋）

高知県道路交通法施行細則（抜粋）

（選任の届出等）

第19条 法第74条の3第5項の規定による安全運転管理者の選任又は解任の届出を、別記様式第19号の届出書2通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する署長を経由して公安委員会に提出して行うものとする。

2 略

3 前2項の選任の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 安全運転管理者又は副安全運転管理者の戸籍抄本、住民票の写し又は運転免許証の写し

(2)～(4) 略

4・5 略

別記

様式第19号（第19条関係）

（表） 略

（裏）

届出書に添付を要する書類

1 戸籍抄本、住民票の写し又は運転免許証の写し

2～4 略

（記載上の注意事項）

1～6 略

（選任の届出等）

第19条 法第74条の3第5項の規定による安全運転管理者の選任又は解任の届出を、別記様式第19号の届出書2通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する署長を経由して公安委員会に提出して行うものとする。

2 略

3 前2項の選任の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 安全運転管理者又は副安全運転管理者の戸籍抄本、住民票（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受けない者については、外国人登録法（昭和27年法律第125号）第5条第1項に規定する登録証明書）又は運転免許証の写し

(2)～(4) 略

4・5 略

別記

様式第19号（第19条関係）

（表） 略

（裏）

届出書に添付を要する書類

1 戸籍抄本、住民票（住民基本台帳法の適用を受けない者については、外国人登録法に規定する登録証明書）又は運転免許証の写し

2～4 略

（記載上の注意事項等）

1～6 略

様式第19号の2（第19条関係）

（表） 略

（裏）

届出書に添付を要する書類

1 戸籍抄本、住民票の写し又は運転免許証の写し

2・3 略

（記載上の注意事項等）

1～6 略

様式第19号の2（第19条関係）

（表） 略

（裏）

届出書に添付を要する書類

1 戸籍抄本、住民票（住民基本台帳法の適用を受けない者については、外国人登録法に規定する登録証明書）又は運転免許証の写し

2・3 略

（記載上の注意事項等）

1～6 略